

とんだぼやし認定調査通信（2号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

2-3. えん下（能力） 2-4. 食事摂取（介助の方法） 【判断に迷う特記事項の例】

食事の際にむせ込みがある為、妻が見守りしている。摂取は自身で可能。

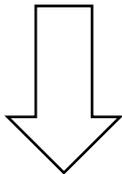
（選択 2-3. えん下 「見守り等」 2-4. 食事摂取 「介助されていない」）

【定義】(調査員テキストより)

- 2-3. えん下 「えん下」の能力を評価する項目である。
ここでいう「えん下」とは、食物を経口より摂取する際の「えん下」（飲み込むこと）の能力である。
- 2-4. 食事摂取 「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
ここでいう「食事摂取」とは食物を摂取する一連の行為のことである。
通常の間口摂取の場合は、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のことである。また、食事摂取の介助には、経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれる。

【判断に迷う点(気になる点)】

「えん下」は【能力】の項目、食事摂取【介助の方法】の項目。区別して選択しているか。
食事の際に妻が見守りをしているが、食事摂取は「見守り等」でなくていいのか。



えん下は能力の項目だから飲み込みができるかできないか（頻回な状況）で選択します。

POINT !

- 「えん下」（能力）の「見守り等」とは「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいい、必ずしも見守りが行われている必要はない。
- 「食事摂取」（介助の方法）の「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、行為の「確認」「指示」「声かけ」「皿の置き換え」等のことである。

つまり、2-3. 「えん下」は見守りしているかどうかは問わず、常時のむせ込みがあれば「見守り等」を選択しますが、1日1回むせ込む程度であれば頻回な状況から「できる」を選択します。

一方で、2-4. 「食事摂取」については常時の付き添いの必要がある「見守り」があれば「見守り等」を選択します。

【わかりやすい特記事項の例】（2-3. えん下「見守り等」 2-4. 食事摂取「見守り等」）

「2-3」 1日3回、食事のたびに常時むせ込みがある。

「2-4」 柔らかく調理された食事を自己摂取するが、誤嚥の心配から妻が常時付き添い見守りしている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。